

水戸市営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、市営小吹地区土地改良事業（一般地帯型）につき計画を定めたので、同法第96条の2第7項の規定で準用する第87条第5項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に水戸市長に異議申立てをすることができる。

また、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、水戸市を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に決定に対する取消しの訴えを提訴することができる。

令和8年4月15日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号
水戸市長 高橋 靖

記

- 1 縦覧に供する書類 農業生産基盤整備事業(一般地帯型)小吹池地区計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和8年4月15日から令和8年5月18日まで
- 3 縦覧場所 水戸市役所 産業経済部 農業環境整備課
- 4 審査請求書の提出方法等
 - (1) 審査請求書の提出方法
 - ①持参、郵送又はファックスによる。
 - ②様式・用紙規格は任意とする。
 - ③口頭又は電話での意見は受け付けない。
 - (2) 審査請求書の記載事項
 - ①審査請求書の提出年月日
 - ②審査請求をする者の氏名（団体の場合は、団体の名称及び代表者氏名）及び住所（団体の場合は、主たる事務所の所在地）
 - ③電話番号
 - ④当該土地改良事業名
 - ⑤当該土地改良事業の計画に対する異議
 - (3) 審査請求書の提出先
 - ①郵送：〒310-8610
水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 産業経済部 農業環境整備課
 - ②ファックス：029-232-9339